

第2次豊能町ごみ処理基本計画の検証（令和3年度）

計画開始から5年が経過しましたので、令和3年度の検証として下記のとおり報告します。

豊能町では、平成29年3月に策定した【第2次豊能町ごみ処理基本計画】のごみの減量と資源化について、下記の2つの目標を掲げています。

減量と資源化の目標<2つの目標>

平成29年度（2017年度）を計画の初年度とし、15年後の令和13年度（2031年度）を目標年度とする

1. 減量目標…1人1日当たりのごみ排出量（家庭+事業）を750グラム以下に減量する
2. 資源化目標…生活系ごみ（家庭系ごみと集団回収、店頭回収）の50%以上の資源化をめざす

最終年度の目標値に向けた、令和3年度の目標値は、

①減量目標として1人1日当たりごみ排出量…**768グラム**

②資源化目標として生活系ごみの資源化率…**39.8%**です。

令和3年度のごみ量をもとに算出してみると下記のとおりとなりました。

①減量目標

令和3年度のごみ量	
ごみ排出量(家庭+事業)	5,371トン
3月末人口	18,735人
日数	365日
令和3年度目標(A)	768グラム
1人1日当たりごみ排出量(B)	785グラム
(B)-(A)	+17グラム

②資源化目標

令和3年度の資源化率	
生活系ごみ量(家庭+集団回収+店頭回収)	5,129トン
資源化量	1,523トン
令和3年度目標(A)	39.8%
資源化率(B)	29.7%
(B)-(A)	-10.1%

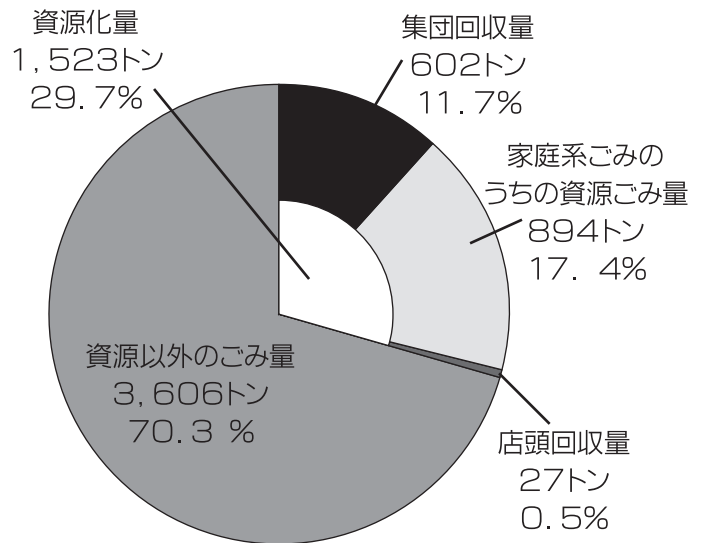
上記の①減量目標、②資源化目標の表をみると、いずれも目標値には届いていない状況です。

〈過去2年のごみ量および資源化率の比較〉（参考）

令和元年度	ごみ量	798g
	ごみの資源化率	30.6%
令和2年度	ごみ量	782g
	ごみの資源化率	29.3%

ごみ量については、ここ数年の傾向として生活様式の変化や新型コロナウイルスの影響により横ばい状態が続いていると考えられます。

問=環境課 ☎736-1190



【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】

後期高齢者医療歯科健康診査について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、歯科健診を実施しています。歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能もチェックをしますので、義歯を使用中の方も積極的に受診してください。広域連合が指定する歯科医院などにおいて、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、被保険者証を忘れずにお持ちください。(受診券はありません。)ただし、以下に該当する方は、歯科健診の対象外となります。

- ①病院または診療所に6カ月以上継続して入院中の方
 - ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している方
- 詳細は、4月下旬から5月上旬にかけてお送りした「歯科健康診査のお知らせ」をご覧ください。(年度途中で新たに75歳になられた方には、誕生月の翌月にお送りしています。)※事前に必ず受診希望の歯科医院へ実施状況を含めてお問い合わせください。

問=大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06-4790-2031 FAX06-4790-2030

※受付時間：月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時30分

または、保険課(国保グループ) ☎739-3422

令和4年 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済通知書を送付します

令和4年中に納付された国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額を確認いただける納付済通知書を令和5年1月下旬頃に送付します(※送付するのは納付書・口座振替で納付いただいた普通徴収分のみです)。確定申告・町民税申告などの社会保険料控除の確認にご使用いただけます。

※特別徴収(年金から天引き)分は記載されていません。また、役場本庁・吉川支所の窓口におきましても特別徴収(年金から天引き)分の納付済通知書の発行は行いませんので、年金支払機関から送付される源泉徴収票をご確認ください。

問＝国民健康保険料・後期高齢者医療保険料…保険課(国保) ☎739-3422
介護保険料……………保険課(介護) ☎739-3421

個人番号カード(マイナンバーカード)の休日受け取りを実施しています。【予約制】

受取日時＝12月11日(日) 午前9時から正午まで ***予約制になっています。**
予約の人数により、受け取りの時間を短縮することがあります。ご了承ください。

受取場所＝役場本庁 住民人権課(豊能町余野414番地の1)

*「交付通知書」に記載してある交付場所が【吉川支所】の場合も休日の受け取りは【住民人権課】になります。

予約方法＝12月8日(木) 午後5時までに、住民人権課までご予約ください。(先着順)

*予約が埋まり次第、受付を終了しますのでご了承ください。

受取時に必要なもの＝

交付通知書、通知カード(お持ちの方のみ)

住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

交付済みの個人番号カード(お持ちの方のみ)

本人確認の書類(交付通知書でご確認ください)

1月以降の日程＝広報とよの1月号およびホームページでお知らせします。

問＝住民人権課 ☎739-3418

マイナポイント第2弾

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限は12月末です。

※ポイント申込、カードの新規取得などに対するポイントに係るチャージ・お買い物、健康保険証利用申込期限および公金受取口座登録の期限は、従前のとおり、「令和5年2月末」です。

マイナポイント第2弾とは

申し込みを行うことで、希望したキャッシュレス決済サービスにお買い物などで使用できるポイント(最大20,000円分)の付与を受けることができます。

内＝①マイナポイントの申し込み後、20,000円までのチャージまたはお買い物をすると、ご利用金額の25%のマイナポイント(上限5,000円分相当のポイント)

②健康保険証としての利用登録を行った方に7,500円相当のポイント

③公金受取口座の登録を行った方に7,500円相当のポイント

問＝マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178



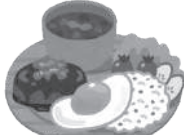


(平日：午前9時30分～午後8時、土日祝：午前9時30分～午後5時30分)

住民人権課 ☎739-3418

明るく!楽しく!美しく!ココロとカラダをいつまでも!

令和4年12月 ヘルスケア倶楽部 参加費 無料



<p>知って得する! 今からやっておくべき ライフプランメソッド</p> <p>12月2日(金) 午後2時~3時 ココカラスペース (ときわ台5-9-3)</p>	<p>人生100年時代を 生き抜くために 知っておくべき将来の備えを 行政書士が レクチャーします!</p>	<p>特定非営利活動法人 こもれび相談室</p>  <p>行政書士 松田 美南子 定員: 10名</p>
<p>体操倶楽部 健美操</p> <p>12月5日(月) 午後2時~3時 西公民館 中会議室</p>	<p>健美操は、気楽に 楽しみながらできる体操で、 身体の外側と内側の 両面から整えていきます★</p>	<p>一般社団法人 健美操協会</p>  <p>根津 千秋 定員: 20名</p>
<p>食デザイン倶楽部 たんぱく質はいくら 食べてもいい?</p> <p>12月9日(金) 午後2時~3時 ココカラスペース (ときわ台5-9-3)</p>	<p>お子さまのお食事から 大人のお食事まで! 食生活の個別課題 解決のための 【食サポート】プログラム</p>	<p>一般社団法人 栄養ケアチーム豊能</p>  <p>管理栄養士 定員: 10名</p>
<p>必見! 食べて健康メソッド あなたの骨は元気?</p> <p>12月22日(木) 午後2時~3時 西公民館 料理教室</p>	<p>美味しいクイックレシピを 楽しく学びます♪</p>	<p>一般社団法人 栄養ケアチーム豊能</p>  <p>管理栄養士 定員: 10名</p>
<p>10歳若返り!? 美のメソッド♥</p> <p>12月25日(日) 午前10時30分~11時45分 西公民館 大会議室</p>	<p>美をテーマにした若返りの 秘訣をタカラジェンヌOGと 保健師からレクチャーします。 セミナー&ダンスメソッド!</p>	<p>高橋 愛 (保健師) 紫友 みれい (元宝塚歌劇団)</p>  <p>定員: 20名</p>

【募集人数】 先着申し込み受付順
※ストレッチ&ダンスプログラムは運動習慣の無い方も安心してご参加いただけます。
※動きやすい服装と靴でお越しください(水分補給の飲み物必要)。
【申込・問合せ】 こもれび相談室 ☎06-6121-6670 (受付時間: 月~金 午前10時~午後4時)
メールアドレス: info@maria-beauty.com
【事業についての問合せ】 豊能町保健福祉部保険課 ☎739-3422

案内版

健康・福祉

安全・生活

教育・子育て

情報あれこれ



地域おこし協力隊 豊能町初の隊員が誕生

地域おこし協力隊は都市地域に住む地域外の人材を積極的に誘致し、定住・定着を図り、地域力の維持・強化並びに地域の活性化を促進するための国の制度です。活動に際しましては、皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

問=まちづくり創造課 ☎739-3412



左から塩川町長、金野隊員

今後の活動や抱負など

—活動内容について—
地域間連携や新電力の再生可能エネルギーを軸としたまちづくりなどです。

—なぜ豊能町で地域おこし協力隊に—
自然の豊かさに魅力を感じて応募するに至りました。町外から来た者としての感覚や気づきをまちづくりに活かしたいです。

—豊能町に引越してきてからの印象—
気温が門真市と比べて、だいぶ低いですが、静かですし、どんぐりが町中に一杯落ちていて、拾い放題なので、子どもも喜んでいきます。景色も写真撮るとバックに山が映るので全然違います。

—将来の夢について—
古民家でカフェを開きたいです。町の生米を使って、スイーツやパンを作って提供したいです。地域の人と沢山つながりを持って、交流を深めたいです。古民家の情報が欲しいです！

—抱負について—
町の皆さまと交わり、地域のことを知り、このまちの一員になれるように頑張ります！

かねのゆみ
金野裕美さん
門真市より移住
趣味：スパイスカレー、味噌などの醗酵調味料および甘酒作り
好きな食べ物：タイ料理(グリーンカレーなど)。
空いてる古民家を探している。



案内一般

町議会 10月会議(10月28日)

町長が提出し、議決された案件および主な内容は次のとおりです。

令和4年度豊能町一般会計補正予算の件(第6回)

既定の歳入歳出予算の総額に1億1,463万3千円を増額し、予算の総額を85億864万6千円とするものです。歳出の内容は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業に要する費用です。

問||総務課 ☎739-3415

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付します。

対象世帯||次の①または②のいずれかに該当する世帯(ただし、住民税が課税されている者の被扶養者のみの世帯を除く)

①住民税非課税世帯

基準日(10月30日)において、世帯全員
の令和4年度住民税均等割が非課税
の世帯(生活保護世帯も含みます)。

②家計急変世帯

令和4年1月から12月の収入が減少

し、①と同様の事情にあると認められる世帯

手続き方法

①住民税非課税世帯

対象と思われる世帯には「確認書」をお送りしますので(12月中旬発送予定)、記載事項を確認のうえ、同封の返信用封筒にて返送してください。

②家計急変世帯

給付金を受け取るには申請が必要です。12月上旬から受付を開始しますので、町ホームページ、本庁福祉課もしくは吉川支所内福祉相談支援室で、申請書を手入して、必要事項を記入し、添付書類とともに申請してください。

支給時期||確認書を返送いただいた方から、順次、指定の口座へ振込みを予定しています。ただし、申請書類などに不備があれば振込みが遅れることがあります。

問||

・住民税非課税世帯申請||

臨時特別給付金室(総務課内)

☎739-3415-1

・家計急変世帯申請||

福祉課 ☎739-3420

福祉相談支援室(吉川支所内)

☎738-7770

・制度全般||内閣府コールセンター

☎0120-526-145

住宅の改修に対する固定資産税(家屋)の減額措置制度のお知らせ

一定の要件を満たす住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修を行った場合、固定資産税が減額されることがあります。工事完了後、3カ月以内に申告が必要です。

改修工事の確認のため、事前に連絡の上で職員が訪問することがあります。制度適用の要件、申告手続きの方法など、詳しくは町ホームページをご覧ください。また、詳しくは町ホームページをご覧ください。なお、この減額措置の適用は一回限りです。

問Ⅱ 税務課 ☎ 7309・3417



詳しくはこちら

冬季における道路の融雪剤(塩化カルシウム)散布にご協力をお願いします

本町では、毎年12月から3月にかけて、冬季の積雪や路面凍結に備えて町道の坂道や橋梁部などに融雪剤(塩化カルシウム)を配置しています。

主要な町道の一部については、降雪時に業者委託などにより融雪剤の散布を行っています。また、全ての道路に散布することは困難です。

そこで、地域の道路や通路・歩道な

どにつきましては地域住民の方々や道路利用者の皆さまに融雪剤散布のご協力をお願いしています。

【融雪剤散布の協力者を探しています】

光風台駅前エスカレーター横の階段部に融雪剤を散布していただける方を探しています。降雪時などに散布に協力していただける方は、散布方法の打合せや道具の貸与をしたいと思いますので建設課までご連絡をお願いします(報酬などはありません)。

問Ⅱ 建設課 ☎ 7309・3423

農業共済からのお知らせ

収入保険の加入を受付しています

収入保険は、農業者自らが生産した農産物の販売収入全体を補償する公的な保険です。

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した場合でも、補てんされます。

加入申請時に、青色申告の実績が1年分あれば加入でき、加入者にご負担いただく保険料などについては、保険料の50%、積立金の75%、事務費の50%を国が補助します。

また、令和3年の加入者の約4割が保険金などを受け取っています。

◎ 収入保険への加入をお考えの方へ

令和5年分のお申し込み期間は12月

末までです。

問Ⅱ NIOSA 大阪

本所：大阪市中央区農人橋2-1-33

☎ 06-6941-8736

北部支所：茨木市西駅前町10-20

☎ 072-631-7737

せ NIOSA までお問い合わせください。



豊能町木材利用基本方針を策定しました

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)が、昨年10月に改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(令和3年法律第77号)に法律の題名も変わりました。

Ⅱ 脱炭素社会の実現を目指すⅡ

この法律は、これまで木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能の発揮および山村その他の地域の経済の活性化に貢献することなどに鑑み、「公共建築物について積極的に国内産木材を利用しよう」としていたものです。

法改正により、森林循環(造林↓伐採

↓木材利用↓再造林)を通じて、森林のCO2吸収作用を強化し、「脱炭素社会の実現に資すること」が目的に掲げられ、木材利用促進の範囲を公共建築物のみならず、民間建築物を含む建築物一般まで拡大された内容になっています。

また同法では毎年10月を「木材利用促進月間」に、また10月8日を「木材利用促進の日」と定めています。

Ⅱ 木材利用を進めるⅡ

この法律に基づきまして、本町におきましてもこの度、「豊能町木材利用基本方針」を策定しました。

今後、町におきましては、公共施設の整備などの際には木造化・木質化を推進することや、備品なども木材を使用した製品の導入に向けて取り組んでいきます。

皆さまにおかれましても、積極的に国内産材(できれば大阪産材)で木材利用をご考慮ください。

問Ⅱ 農林商工課 ☎ 7309・3424



秋叙勲

二元・豊能町議会議員 西岡義克氏が永年にわたり地方自治の振興・発展に貢献され、その功績が顕著であると認められたため、旭日双光章を叙されました。

問Ⅱ 秘書人事課 ☎ 7309・3413